最高裁規則

○最高裁判所規則第六号

参与員規則及び司法委員規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和八年四月十六日

最高裁判所

参与員規則及び司法委員規則の一部を改正する規則

（参与員規則の一部改正）

第一条　参与員規則（昭和二十二年最高裁判所規則第十三号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
第三条　参与員となるべき者に選任される者の員数は、家庭裁判所ごとに、一年間に提起された人事訴訟事件及び申し立てられた家事審判事件の数、参与員の指定の状況その他の事情を考慮して、当該家庭裁判所において参与員を指定するのに支障を生じさせないものとして最高裁判所が定める数以上とする。	**第三条**　参与員となるべき者に選任される者の員数は、家庭裁判所ごとに二十人（家庭に関する事件の審判又は人事訴訟の第一審の裁判に関する事務を取り扱う支部があるときは、一の支部につき二十人をこれに加算した人数）以上とする。

（司法委員規則の一部改正）

第二条　司法委員規則（昭和二十三年最高裁判所規則第二十九号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
第三条　司法委員となるべき者に選任される者の員数は、地方裁判所ごとに、その管内の簡易裁判所に一年間に提起された民事訴訟事件の数、当該簡易裁判所における司法委員の指定の状況その他の事情を考慮して、当該簡易裁判所において司法委員を指定するのに支障を生じさせないものとして最高裁判所が定める数以上とする。	**第三条**　司法委員となるべき者に選任される者の員数は、一の簡易裁判所につき十人の割合を下らないものとする。

附　則

この規則は、令和九年一月一日から施行する。

最高裁判所長官　今崎　幸彦

省令

○厚生労働省令第八十二号

令和六年能登半島地震災害に係る住宅再建支援等給付金に係る差押禁止等に関する法律（令和六年法律第十三号）第二条第一号の規定に基づき、令和六年能登半島地震災害に係る住宅再建支援等給付金に係る差押禁止等に関する法律施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和八年四月十六日

厚生労働大臣　上野賢一郎

令和六年能登半島地震災害に係る住宅再建支援等給付金に係る差押禁止等に関する法律施行規則の一部を改正する省令

令和六年能登半島地震災害に係る住宅再建支援等給付金に係る差押禁止等に関する法律施行規則（令和六年厚生労働省令第七十七号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
（法第二条第一号に規定する厚生労働省令で定める交付金）	（法第二条第一号に規定する厚生労働省令で定める交付金）
第一条　令和六年能登半島地震災害に係る住宅再建支援等給付金に係る差押禁止等に関する法律（以下「法」という。）第二条第一号に規定する厚生労働省令で定めるものは、次の各号に掲げるものとする。	**第一条**　令和六年能登半島地震災害に係る住宅再建支援等給付金に係る差押禁止等に関する法律（以下「法」という。）第二条第一号に規定する厚生労働省令で定めるものは、次の各号に掲げるものとする。
一～四　（略）	一～四　（略）
五　令和八年度の一般会計予算における地域福祉推進支援臨時特例交付金	（新設）

附　則

この省令は、公布の日から施行する。

規則

○国家公安委員会規則第六号

インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律（平成十五年法律第八十三号）第十一条の規定に基づき、インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和八年四月十六日

国家公安委員会委員長　赤間　二郎

インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律施行規則の一部を改正する規則

インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律施行規則（平成十五年国家公安委員会規則第十五号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、その標記部分が同一のものは当該対象規定を改正後欄に掲げるもののように改め、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。